

文化センターの設置目的

文化センターは、地域における市民の文化活動の場を提供し、もって地域文化の振興及び市民の文化の向上に資するため、設置されています。

【仙台市区文化センター条例第1条より】

文化センターの管理

文化センターは、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団が仙台市から指定管理者として指定を受け、管理を行っております。

ー公益財団法人仙台ひと・まち交流財団の概要ー

当財団は、コミュニティ活動の推進と振興を図るために、地域におけるさまざまな活動、生涯学習及び児童の健全育成を支援する事業などを実施するとともに、地域市民利用施設等の管理運営を通して連帯と協調にあふれた住みよい地域社会の実現に寄与することを目的に活動しています。

所在地

仙台市青葉区大町二丁目12番1号

代表者

理事長 木村 洋二

設立年月日

平成3年1月25日（宮城県知事許可）

設立者

仙台市

基本財産

4億円（全額仙台市出捐）

管理者として指定を受けている期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

文化センターの運営方針

- 1 施設の設置目的を踏まえ、社会の状況や市民ニーズに的確に対応した管理運営を行います。
- 2 管理運営に要する経費は市民の貴重な税金であることを踏まえ、予算の適正かつ効率的な執行にこころがけ、経費の節減に努めます。
- 3 接遇の向上に努めるとともに利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の立場に立った管理運営を行います。
- 4 自己点検評価シートの活用や体系的な研修の実施により、活力ある組織づくりと業務能力向上に努めます。